

議案第4号

富津市予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について

富津市予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成24年8月27日提出

富津市長 佐久間 清 治

提案理由

社団法人君津木更津医師会の法人名称が一般社団法人君津木更津医師会に変更されたため、条例の一部を改正するものである。

富津市予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を改正する条例
富津市予防接種健康被害調査委員会設置条例（昭和54年富津市条例第1号）の
一部を次のように改正する。

第3条第2項第2号及び第3号を次のように改める。

- (2) 一般社団法人君津木更津医師会長
- (3) 一般社団法人君津木更津医師会公衆衛生担当理事

附 則

この条例は、公布の日から施行する。